

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成25年9月11日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

| | |
|----------------------|-----------|
| 市 長 | 池 邊 勝 幸 君 |
| 副 市 長 | 野 口 憲 君 |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 君 |
| 市長公室長 | 川 上 秀 知 君 |
| 総 務 部 長 | 滝 本 昌 司 君 |
| 市 民 部 長 | 坂 野 一 夫 君 |
| 保健福祉部長 | 清 水 治 郎 君 |
| 環境経済部長 | 坂 本 光 男 君 |
| 建 設 部 長 | 益 子 政 一 君 |
| 教 育 部 長 | 吉 田 次 男 君 |
| 会計管理者 | 高 島 町 子 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 土 井 清 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 結 速 武 史 君 |
| 市長公室次長兼 政策秘書課長 | 吉 川 修 貴 君 |
| 市長公室次長兼 人材育成課長 | 藤 田 聡 君 |
| 総務部次長兼 監 理 課 長 | 中 山 弘 晶 君 |
| 保健福祉部次長兼 社会福祉課長 | 高 谷 寿 君 |
| 保健福祉部次長兼 医療年金課長 | 藤 田 幸 男 君 |
| 環境経済部次長 | 八 島 敏 君 |
| 建 設 部 次 長 | 加 藤 晴 大 君 |
| 建設部次長兼 施設整備課長 | 山 岡 康 秀 君 |
| 教育委員会次長兼 教育総務課長 | 中 澤 勇 仁 君 |

1. 議会事務局出席者

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 滝 本 仁 君 |
| 書 記 | 中 根 敏 美 君 |

書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成25年9月11日（水）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（山越 守君） 初めに、8番沼田和利君。

〔8番沼田和利君登壇〕

○8番（沼田和利君） 皆さん、おはようございます。沼田和利でございます。通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

このたびの質問は3点であり、まず1点目の質問として国道6号バイパスの整備について質問をいたします。私は、平成24年の3月議会でこの件に関する質問を行いました。今回は、国道6号バイパスの整備に関する茨城県とのかかわりを確認する意味で質問を行います。

牛久土浦バイパスと呼ばれる国道6号バイパスは、本市と龍ヶ崎市との境界付近からつくば市を通過しての土浦市中村地先までの延長15.3キロメートルで計画されている事業であると認識しています。しかし、近年、バイパス北側部分に位置する学園東大通りと国道408号線との間が開通したことに伴い、本市のバイパス整備はいつになるのかとの意見を耳にするのでありますが、見方を変えれば国道6号バイパスの整備は市民が期待しているものと捉えられるわけでもあり、この件は本市の大きな行政課題であると思われまます。

ところで、茨城県内の6号バイパスの整備状況については、日立市内の整備がほぼ完了し石岡市内も工事が開始されたとのことで、今後の整備課題は牛久土浦バイパスだけではありますが、本市側の6号バイパスの整備に関する予算については、前回の質問時に当初の5,000万円の予算から当時の地元選出衆議院議員の尽力により1億円が追加され、合計1億5,000万円が確保されたとのことであります。ところが、本市への補助金を含めてこれまでに茨城県側の国道6号バイパスの整備に関する支援体制については、前回の質問に対する答弁では触れ

られませんでした。そこで、国道6号バイパスの整備について2項目お聞きいたします。

1つ目が、本市として具体的に何年後の整備完了を目標としているのか。2つ目は、完成を目指す上で国はもとより茨城県側の補助を含む支援が不可欠であると考えますが、茨城県に対してはどのような支援策を求めていくのかをお聞きいたします。

次に、2点目の質問に移ります。

2点目は、指定ごみ袋の形状のあり方とその他についてお聞きいたします。

私は、市民から次のようなことを聞きました。それは、牛久市の指定のごみ袋を閉塞するとき、閉塞に必要な取っ手等がついている形でないため不便であることと、さらにごみ袋をごみ置き場へ持参した際には袋の口がよく閉じられていないために、ごみが袋から飛び出しそうになっているものも見受けられるとのことでありました。

ところで、私は近隣市町村ではどのような形状のごみ袋が指定されているか調べてみました。すると、取手市、守谷市、つくばみらい市、常総市で構成されている常総地方広域市町村圏事務組合及び稲敷市、美浦村で構成されている江戸崎地方衛生土木組合ではごみ袋の両脇に取っ手がついているレジ袋というタイプのごみ袋を指定しており、龍ケ崎市、利根町、河内町、つくば市でも同様のものを指定しておりました。このように、多くの近隣市町村ではレジ袋というタイプの両側に取っ手が付いている形状のごみ袋が指定されておりますが、ごみが袋から飛び出ないようにするという環境に対する配慮もされていると考えるわけであります。

そこで、本市も環境美化を重視する上で本市指定のごみ袋の形状について再検討するべきであると考えますが、このことについてどのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

続いて、その他としてごみの有料化のその後についてお聞きいたします。

平成17年度からごみの減量化のための有識者審議会である牛久市廃棄物減量等推進審議会が設置され、そこで議論された結果としてごみ袋の重量有料化を打ち出したと聞き及んでおりますが、このほかにも議論されたものやその議論に伴っての対応はどうであったのか、またこの対応に対しての結果がどうであったのか、そして本市はごみ袋重量有料化を今後実施する方向で検討しているのか、以上についてお聞きいたします。

最後に、3点目の質問として通学路における緊急合同点検の進捗状況についてお聞きいたします。

ことしの3月から茨城県議会において通学児童生徒の安全確保に関する調査特別委員会が設置され、現在までに4回開催されております。この委員会は、16名の県議会議員で構成され、検討事項としては「安全な道路環境整備のあり方」について6項目、「安全教育のあり方」について4項目、「交通指導の強化及び防犯対策のあり方」について1項目、「安全確保体制のあり方」について2項目と「その他」であります。

この委員会の数ある検討事項のうち、各自治体が関係する項目としては「安全な道路環境整備のあり方」の中の「道路環境整備の推進について」という項目で、詳細としては対策未定箇所
の精査等であり、これは各市町村が1小学校当たり最大3カ所まで通学路の危険箇所を選定し茨城県へ報告。その後は、県が対策を検討または直接対策を行っております。本市でも私を含め同僚議員が、学区は違いますが、通学路に関しては議会で多く質問されているわけであり
ます。というわけで、この通学路の件に関しては市民の要望が強いと感じられ、また対応を急ぐべきであると考えます。

そこで、次のことをお聞きいたします。

この通学児童生徒の安全確保に関する調査特別委員会において、本市の各小学校ではどのような形で意見を集約し、県のほうへ報告をしたのか。そして、その出された意見は、本市では合計18カ所であるようですが、改善済みとなっているものは何カ所ぐらいあるのかお聞き
いたします。

以上の3点を私からの質問とさせていただきます。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） それでは、国道6号牛久土浦バイパスの整備
についてお答えいたします。

議員御承知のように、牛久市遠山町地先から土浦市中地先間1.5.3キロメートルの国道
6号牛久土浦バイパス事業につきましては、国道408号線・学園西大通りの間約2.3キロ
及び学園西大通り・学園東大通りの間約1.6キロメートル、合計3.6キロメートルが既に
供用開始され、現在事業化されている区間は市内の遠山地先から市道23号線に接続しますバ
イパス起点側の約1.3キロ区間となっております。

当該事業につきましては、国土交通省関東地方整備局常総国道事務所が所管し実施してお
ります。御質問の事業の進捗状況について常総国道事務所に確認をとりましたところ、平成2
4年度では当初3億円、補正予算4億円の合計7億円の事業予算が確保されていることから、
用地調査、用地買収、道路設計を実施しまして、平成25年3月現在約42%の用地取得が完
了していると伺っております。

また、平成25年度事業費は4億5,000万円となっており、用地買収と道路設計、環
境調査、埋蔵文化財調査、改良工事を実施する予定となっていると伺っております。なお、当
該事業の完成年度につきまして、牛久市としましては当初計画どおり平成28年度を目標とし
て事業が進められていると考えております。

次に、当市から県に対してどのような支援を依頼しているかとの御質問でございますが、
国道6号バイパス整備費用の県負担分の確保はもとより、接続する道路の整備や雨水対策など

周辺地域のインフラ整備にかかわる補助金・交付金の確保について要望し、地域全体の利便性向上に向けた整備を要望しております。

また、牛久市が事務局を務める「牛久市・つくば市・つくばみらい市交通体系整備促進連絡協議会」が行う国への要望活動や、土浦市が事務局を務め牛久市・つくば市の3市で構成する「国道6号バイパス整備促進期成同盟会」による国への要望活動に際しましては、茨城県にも同行いただき、地元関係自治体が一体となって国道6号バイパスの整備促進及び早期事業化を強く望んでいる旨をアピールできるよう一貫した協力体制を構築しまして、要望活動を展開しております。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） それでは、私のほうから指定ごみ袋の形状のあり方等についての御質問にお答えをいたします。

初めに、指定ごみ袋の形状のあり方についてでございますが、当市の現在のごみ袋は平成7年に市内3行政区を対象に3カ月間、大きさや色など種類ごとに違うごみ袋を使用していただき、指定ごみ袋制モデル事業調査を実施し、利用者からの使い勝手や価格などの意見を参考に平袋タイプに決定した経緯がございます。

レジ袋タイプへの仕様の変更についてでございますが、レジ袋タイプは持ち手部分の型抜き工程により発生する残部分の処理費等々がふえることにより、平袋タイプと比較すると約20%程度コスト高となること、またレジ袋タイプへの変更要望が少数であることから、指定ごみ袋の仕様変更につきましては今のところ考えてはございません。

次に、平成17年度、18年度に開催された牛久市廃棄物減量等推進審議会での協議内容、答申に対する取り組み、効果についてでございますが、牛久市市民環境会議の提言書及び牛久市環境審議会の答申におきまして、ごみ減量と資源化促進のために有料化の検討が必要なが示されたことから、牛久市廃棄物減量等推進審議会に対し、家庭ごみの有料化について諮問を行い、御審議をいただきました。

答申では、家庭ごみの有料化は一定の有効性を持ち得る手法の一つであると結論を得ましたが、家庭ごみの有料化という手法はそれだけで決定的な効果を期待できるものではなく、多くの関係する施策を組み合わせることで総合的に実施することにより初めてごみ減量に大きな効果を発揮し得るものとなっております。

この答申に沿って、これまで平成17年度より広報誌へのごみニュースの連載、平成20年2月には環境シンポジウムを開催、簡易版の分別表の戸別配布、各種イベントでのごみ情報の発信や問題提起などを継続的に行ってまいりました。

また、新たな取り組みとして、平成20年度より燃えるごみから分別回収した剪定枝のチッ

ブ化、平成22年度より刈谷地区での生ごみ分別回収、堆肥化に着手し、資源の循環化に努めているところです。

これらの取り組みの効果であります。家庭ごみの排出量を審議会開催時の平成18年度と平成24年度で比較しますと、平成18年度1万9,188トン、平成24年度1万9,117トンで71トンの減量が図られ、また1人1日当たりの排出量では平成18年度約682グラム、平成24年度約629グラムとなり、約53グラム減量となっております。

最後に、家庭ごみの有料化の導入につきましては、市民に新たな負担を求めることとなることから、ごみ減量化及び資源化対策の周知を図りながら、今後のごみ排出量の推移及び社会経済情勢を勘案し、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問3番、通学路における緊急合同点検の進捗状況についてお答えいたします。

昨年4月に、京都府などにおいて登校中の児童の列に車が突っ込み、死傷者が出る事故が起こったことを受け、文部科学省より警察や道路管理者などと小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、対策を講じるよう依頼がありました。牛久市では、平成24年7月17日に関係各機関と合同で実施し、18カ所の危険箇所を県に報告いたしました。危険箇所の選定基準としましては、道路の幅が狭い、見通しが悪い、車の通行量が多い、通学路や横断箇所に信号機や横断歩道が設置されているか、または保護者などによる誘導が行われているか、ガードレールや標識などの設置の有無などとなっております。

報告いたしました危険箇所の対応状況についてですが、全18カ所中、対策済みのものが16カ所、現在対策を行っているものが2カ所となっております。

主な対策箇所としては、奥野小学校通学路の正直町1250番地付近の県道竜ヶ崎阿見線では、道幅が狭くスピードを出して通過する車も多いことから、運転者に対して歩行者に注意を促す路面標示をいたしました。また、中根小学校通学路のひたち野東4丁目auショップひたち野店前では、横断歩道を渡る児童が多く、車道上にあふれてしまう危険があるためガードパイプを設置いたしました。その他の箇所につきましても、通学路の狭隘箇所への外側線の追加や横断歩道帯の書きかえ、カーブミラーの追加などを実施しております。

対策実施中の2カ所につきましては、10月までに完了予定となっております。具体的に説明いたしますと、向台小学校通学路の桜台1丁目付近の六建団地前市道につきましては、車の通行量が多いため、ガードパイプを設置中であります。また、ひたち野うしく小学校通学路の東端穴町の市道1号線では、歩車道分離ブロックを設置中であります。

今後も、通学路の安全対策につきましては関係各機関と連携を図り、保護者等の意見を聞きながら実施してまいります。

○議長（山越 守君） 8番沼田和利君。

〔8番沼田和利君登壇〕

○8番（沼田和利君） 再質問させていただきます。

通学路の件について再質問いたします。各小学校で1校当たりの選定は、先ほど質問時にお話ししたとおり3カ所であると言いました。ですから、本市は合計24カ所、最大で選定できたわけでございます。しかし、本市は18カ所の選定であったということですから、その意見を集めたときには18カ所以外は危険箇所がないと判断してよろしいのでしょうか。この点だけ教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（山越 守君） 教育委員会事業中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 再度の御質問にお答えいたします。

昨年度、牛久市では小学校が8校ですので、3カ所で最大24カ所という計算になりますが、昨年度こちらから報告を申し上げたのが18カ所。学校によりましてもちろんばらつきはございます。今回につきましては、緊急ということで主な通学路を挙げておりまして、今回そのような件数になったと思っております。

引き続き、その他につきましても、今回、龍ヶ崎市の事故でもありまして、通学路につきましても随時危険箇所を行政等、御協力をいただきまして、これからも引き続きそういったものの対策を進めていきたいと考えております。

○議長（山越 守君） 次に、13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） 皆さん、おはようございます。会派は市民クラブの黒木のぶ子です。

最初に、在宅介護体制への取り組みについて質問します。

この介護保険制度は、1997年12月9日介護保険法が国会で成立し、2000年4月1日から施行されております。

今さらではありますが、なぜこの介護保険法が必要かといえば、高齢化社会の到来で老化に伴う疾病や終末期のケアなど介護サービスを目的として、ケアのあり方を家族の負担から社会全体で担う制度として法整備されたものと認識しているところですが、今回厚生労働大臣の諮問機関が社会保障審議会において介護保険法の見直しを打ち出し、来年の通常国会に改正案ならぬ「改悪案」を提出し、翌年、2015年から実施したいとの意向を社会保障改革のプログラム法案骨子に指名しております。その介護保険改悪案によれば、認定の要支援1と2が各市

町村の事業として丸投げされるとのことです。また、法案骨子の中で特別養護老人ホームへの入所も要介護度3以上の人に限定するとの内容も織り込まれております。

比較的軽度とされる介護度1や2で特別養護老人ホームに入所される方は、家族に頼れない状況下にある人や認知症の人が多くと以前施設を訪問した際に伺ったことがあり、また過日、市民クラブが市内の老健施設や有料老人高齢者住宅を周り、調査をしてきました。そのときの説明の中で、特別養護老人ホームは安価であること、生涯入所が可能であるという理由からグループホームから特別養護老人ホームへ移転される方も多くと伺いました。

今回の介護保険法の見直しが通っても、既に入所している人が追い出されることはないと考えますが、認知症などによる新たな介護認定者は行き場がなくなり、非常に困ることになると考えます。認知症が進行すると暴言や妄想を始め、少しでも目を離すと家から飛び出していくような、そして徘徊するようなさまざまな危険行動を起こしがちです。特に、就労家族にとって居宅での介護サービスを受けることになれば、確実に家族の負担増となり、介護地獄の深刻さが増幅しかねません。

例えば、過日のニュースのような介護4の重度認知症の男性が、妻がまどろんでいた間に外出をしてしまい、電車でひかれ亡くなり、それに対しJR東海は列車遅延の賠償を求め提訴した結果、名古屋地裁は家族に監督責任を怠ったとして720万円の損害賠償を命じたというようなことがありますが、このようなことが今後頻繁に起こらないとも限りません。

この介護制度が施行されたときから、一部の有識者は「保険あって介護なし」と言われておりましたが、介護保険法は改正に改正を重ね、だんだん使いづらくなっているのが現状です。本来、このように命にかかわる制度は利用者本位に質を高め、使いやすくするための見直しをするべきであると思いますが、今回の介護保険法の改正は本来の趣旨と随分と離れております。最初、介護保険法ができたときには、在宅介護と施設介護を自由に選べるはずでした。しかし、今回の見直しは施設介護では月平均約29万円の介護保険使用料がかかり、在宅なら半分以下の約12万円で済むことから、高コスト低負担の特別養護老人ホームに需要が集中したため在宅介護を強いるという、このような結果では、本来の目的での介護保険の趣旨とは逆行した、まさに改悪であると考えざるを得ません。

今後の介護度1や2の認定者に対し、昨年新設された24時間対応型サービス等を前面に打ち出し対応すると考えますが、やはり家族の手助けを受けられない人や認知症の安全に対する支援をどうするかが問題となってまいります。

介護保険から外された要支援者に対しても各市町村の力量が問われることになりますので、良質な介護予防サービスを提供するため、短期間でこの政策プログラム作成と給付メニューなどどう進め提供していくのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

2つ目の質問として、地域包括支援センターの活動状況についてお尋ねいたします。

この支援センターは、高齢者の予防給付を初め、在宅で老人を介護するときや認知症を自宅で介護する場合など、そして遠方の親の安否の情報提供などいろいろな問題の相談、あるいは判断能力が低下した高齢者の財産管理や保護の支援など、地域高齢者の包括的支援をする拠点としてさまざまな業務を通して地域の保健医療と福祉の増進を担っているわけです。今後の介護保険法の見直しで、在宅介護や支援体制の充実の側面から重要な役割を担うと考えられる包括支援センターの現在の利用状況や活動状況についてお尋ねいたします。

3つ目として、小型家電リサイクルについて質問します。

今、携帯電話等も1人が幾つも持つというような便利な時代になり、また次々と新しいデザインや機能のついた機種が売られております。さて、この小型家電と言われるものは、携帯電話を含めゲーム機、デジタルカメラや電子レンジなど100品目以上あるとされ、これら使用済みになったときのリサイクルについてお尋ねしたいと思います。

この小型家電には、貴金属類が国内では蓄積量として金6,800トン、銀6万トン、ニッケル170万トン、その他コバルト、タングステンやレアアース等が大量に含まれているために、都市鉱山と呼ばれているぐらいです。小型廃家電からこれらを取り出し、再利用を促すことが必要で、資源の多くを輸入する日本にとってレアアースの場合のように輸出枠が削減されるなど時として政争の具となる場合があり、リサイクルによる資源の回収は有効であり、そしてその有効活用も欠かせず、現在の小型家電リサイクル法が施行されたにもかかわらず、全体として参加自治体は3割と少なく、日本では毎年65万トンが捨てられているとのことであり、あるいは、中国等に輸出されているという側面もあると伺っております。

ちなみに、茨城県内では日立市や高萩市など11市町村が回収を実施しておりますが、テレビ等大型家電のように牛久市でも小型廃家電の回収に向けた取り組みが必要であると考え、お尋ねしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、まず御質問1番、在宅介護体制の取り組みにつきましての御質問にお答えいたします。

社会保障制度改革国民会議からは、医療、介護及び年金の社会保障主要3分野に対するさまざまな報告がなされましたが、その中で高齢者が地域で暮らしていくために必要な医療、介護、生活支援及び住居等、生活実態に合わせた提供体制と継続的で包括的なネットワークづくりが求められております。特に、医療、介護サービスが地域で一体的に提供されるためには双方のネットワーク化が必要であり、これからの取り組みが重要視されております。

また、地域での生活を支えるために必要な介護サービスにつきましては、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型サービスの整備などがございまして、平成26年度、刈谷町に開設予定のグループホームにおいても小規模多機能型サービスが整備される予定であります。

さらに、地域での居場所の確保といたしましても、つつじが丘行政区などで実施しているまちづくりにおいても、地域コミュニティーの再構築や空き家の有効活用など、部を超えた連携を図り取り組んでいるところでございます。

次に、特別養護老人ホームの入所の現状につきましては、平成26年度、27年度とそれぞれ定員70名の施設が開設予定でございますので、待機者の解消も見込めるものと考えております。いずれにいたしましても、要支援者への支援体制や特別養護老人ホームの入所要件等のいわゆる介護保険制度改正に対しましては、今後審議されますプログラム法案や介護保険制度関連法案など制度改正の動向を注視し、適切に対応してまいります。

続きまして、質問2番、地域包括支援センターの活動状況についてお答えいたします。

平成18年度制度発足以来、社会福祉協議会に業務委託をして運営しているところであります。地域包括支援センターの業務といたしましては、御質問、通告にもあるとおり、4つの事業に分類されます。さきの質問でも申し上げましたとおり、高齢者が住みなれた地域で生活していくために必要な生活支援サービス等を切れ目なく継続的に提供するためには、医療・介護のネットワークが重要な要素であり、その一翼を担うのが地域包括支援センターであると認識いたしております。

地区社教や民生委員等、地域と連携した見守り体制の構築、また在宅介護支援センターと連携した24時間対応の生活課題の相談受け付け、それらを解決に結びつける支援、チャレンジシニア、これは2次予防事業対象者のことを呼んでございますが、へのケアマネジメント、その後の包括的・継続的支援、認知症高齢者が抱える権利擁護の問題解決等に事業を運営しているところでございます。これらの業務を結びつけ、生活支援サービスや介護サービスと地域医療との連携強化により、地域包括ケアシステムが確立すると考えております。

今後、介護保険を取り巻く環境は目まぐるしく変化していくというふうに認識しておりますが、地域包括支援センターを軸としたネットワークを確立するためにも、さらに連携を強化して取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） 小型家電リサイクルの取り組みについての御質問にお答えいたします。

平成24年4月に、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されました。

この法律では、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済み小型家電に含まれる金、銀などの貴金属やレアメタル等の資源の有効利用と有害物質の管理、廃棄物の適正処理を図ることで、循環型社会の形成を推進することとしています。

県内では、日立市、古河市、取手市、つくば市など11の自治体が小型家電の回収を実施しており、今年度中に新たに7自治体を実施する予定であると聞いております。

小型家電リサイクルに対する市の方針につきましては、平成24年第4回定例会において、尾野議員からのレアメタル等の回収及びリサイクルの取り組みについての御質問にお答えしましたとおり、当市におきましても小型家電の回収事業に参加する方針であります。小型家電の回収方法でございますが、市公共施設に設置する回収ボックスに持ち寄る「拠点回収方式」と、クリーンセンターにおいて搬入された廃棄物の中から小型家電を選別する「ピックアップ方式」により本事業を実施する計画でございます。

ピックアップ方式につきましては、緊急雇用創出事業補助金を活用して本年11月から実施する予定で、必要な予算措置を今議会に補正予算案として上程いたしました。また、拠点回収方式につきましては、平成26年1月から市公共施設11カ所にリサイクルボックスを設置し、携帯電話、小型ゲーム機、デジタルカメラ等20品目程度を回収する計画であります。なお、リサイクルボックスや個人情報保護に必要な携帯電話破砕機等につきましては、環境省が支援策として打ち出した小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業により提供を受けるため、本年8月同事業に応募いたしました。

最後に、小型家電リサイクルの実施に当たりましては、運用開始までに詳細を広報紙、ホームページ、ポスター等により市民の皆様にご周知してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

済みません。今の答弁の中で、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行が、平成24年4月と御答弁申し上げました。平成25年4月に御訂正をしたいと思います。失礼しました。

○議長（山越 守君） 13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） それでは、再度の質問をさせていただきたいと思います。

今回、介護保険制度の見直し、本当に使いづらくなります。12年度の日本の高齢者数3,079万人、その中で認知症と言われる人が約462万人です。そしてまた、その認知症の予備軍とされる人たちが400万人ということなわけです。ですから、本当に国というのは場当たり的な政策で、地方に、先ほど申し上げましたように丸投げをして、そこで一番大変な目に遭うのはそれを必要としている市民の人たちです。この必要とする市民の人たちが本当に大変

な目に遭わないようにするには、机上の論ではだめなんです。本当に一つ一つ、「きめ細やかな」という言葉はよく議場で使われますが、このきめ細やかな配慮の中で命にかかわるようなことはしっかりと制度化していかなければ、そこで本当に日本人はぎりぎりまで頑張るんです。そのように頑張って、最後にはそれぞれ大切な命を落とすようなそのようなことがないように、やはり執行部の方々にはしっかりとその辺を踏まえながら、見直しの中で一つ一ついろいろな状況を想定しながら施策を練っていただければと思っていますところでは。

まさに、今回の地域包括センターと在宅介護体制の整備、これは2つともコラボなくしてうまくいくはずはありません。この在宅介護の活動状況は、今部長のほうからる説明をいただいたのですが、本当にこの地域包括支援センターのその内容を65歳以上の高齢者の方たちが十分に理解しているかどうかということも、一方ではやはり市民の代弁者としております、ここに存在しております議員としては心配ですので、その高齢者がいかに地域包括センターを利用することで、自分たちが少しでもその恩恵を享受するかどうかということを十分に周知していただきたいと思うところでもあります。

多くの高齢者は、経済や健康、そして孤独に大変、今悩んでいるというのが現状でもありますので、やはり全てを網羅した地域包括支援センター、これを十分に周知徹底をしていただきたいと思いますので、その辺につきましてできれば具体的にお伺いしたいと思います。

小型リサイクルの質問に対しての再質問ですけれども、これは回収コスト負担はどうなっているのでしょうか。また、破壊機などについては先ほど援助があるというように受け取れたのですけれども、調べたところによりますとこの破壊機は台車で運べる程度だそうなので、牛久市がリサイクル事業者の指定を受けるということができるのかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

以上で再質問は終わります。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 御指摘のように、包括支援センターの役割、非常に大切になってまいります。特に、高齢者等の相談につきましては、年間1,400件ほどの、24時間電話も持っておりますので、相談を受けている現状でございます。チラシを配布したり、広報紙等によりお知らせをしているところではありますが、今後需要がますます高まってくると考えてございますので、さらなる広報に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） 再度の御質問にお答えをいたします。

破砕機等の補助を受けるのかという御質問ということだと思います。この携帯電話の破砕機につきましては、国の実証事業の中から物品として牛久市が供与を受けると、そういう事業に

対して8月に応募をいたしましたということで御答弁を申し上げます。

それと、牛久市が認定事業者になり得るのかという御質問かと思えます。認定事業者につきましては、あくまでも再資源化を行う事業者、こちらが、国へ申請、審査を受けまして認定事業者となるということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時52分休憩

午前11時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番柳井哲也君。

〔15番柳井哲也君登壇〕

○15番（柳井哲也君） 政明クラブの柳井哲也です。一般質問を私、2年ちょっと、本当にどきどきして登壇した次第でございます。

ただ、2年間の間、いろんな会議にたくさん出させていただきました。ほかの市議会の方々と数え切れないほど情報交換もし、その中で特に感じたことは、牛久市のやっぱりすばらしさですね。市民のニーズに対して果敢に取り組んで、スピード感を持ってどんどん解決している。これは、やっぱり話し合ってみますと、それが本当に実感として感じた次第でございます。牛久市に本当に私は誇りを感じております。

その中においても、牛久市に欠点がないわけではありません。そういうことを前提にきょうは質問を、1点でありますけれども、させていただきます。

牛久市の歴史を子供たちに。

牛久市には美術館がありません。牛久市には美術館がないのに、現代美術展やビエンナーレうしく、あるいは小川芋銭展などで素晴らしい実績を残しており、またほかの自治体から高い評価をいただいております。これは、非常に珍しいことだと思っております。人材がいてやる気があればこんなこともできるんだ、そういう象徴的な実例だと思っております。牛久市に住んでよかったと全ての市民に思ってもらえるまちづくりに、牛久市が一生懸命努力しているからできたことだと思っております。

しかし、そんな中で1つだけおくられているものがあります。それは、牛久市の歴史を子供たちに提供できていないということでもあります。自分自身の住んでいる地域が過去どのようなのか、誰もが知りたいことでもあります。今月の14日から第4回的小川芋銭展が開催されますけれども、明治時代以降のことを知るには芋銭展が非常に有効であります、それ以前の

ことは図書館に行って調べなければなりません。牛久市には資料館がないからであります。

資料館があるのとないのと、どのような違いがあるのか。資料館では、常設展のほか通常企画展や特別展が計画的に開催されます。子供たちにとっては、国語や社会や理科というテキストで学んだ知識が、資料館に展示された資料と出会うことによって完全に理解することができるわけです。歴史の理解には、こうした現物の資料をじっくり観察しながら学習するのが最も効果的と言われております。資料館がなければ、牛久市の歴史を子供たちに提供しなくてもいいのでしょうか。

現在、城中地区で埋蔵文化財の発掘作業が実施されていますが、牛久市にはこれまで進めてきた歴史的研究成果をわかりやすい方法で開示していく義務があります。展示会の開催や運営について牛久市では既に学芸員など有能な人材がそろっていること、市民の多くが牛久市の歴史や文化に極めて高い関心を持っていることなどを考えると、実施していく時期にあると思います。

今後、牛久市の歴史を子供たちに計画的に提供していく考えがあるかどうかについて御所見をお聞かせいただけたらと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 柳井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、牛久市の歴史をどのように子供たちに提供しているのかとの御質問ですが、小学校では副読本「わたしたちの牛久」を活用し、神谷傳兵衛や小川芋銭など郷土の先人について学習する時間を設けております。また、市内の文化財を学習する際には、「牛久市文化財ガイドブック」も活用しております。この牛久市文化財ガイドブックは市のホームページでも公開しており、広く市内外の皆様にも御利用いただいております。さらに、学芸員が学校や行政区などに出張して行う牛久の歴史に関する出前講座も開催しており、今年度は市内の古墳で出土した鉄剣などの見学会や願名寺や獅子見塚古墳についての現地説明を行いました。

来年度は、夏休み期間中に子供向けの勾玉づくり教室などを企画し、子供向けの講座や体験教室をふやすことで牛久の歴史に触れる機会をふやしていきたいと考えております。

次に、一般市民向けとして平成24年度より牛久歴史講座を開講し、牛久市や茨城県の歴史を学び、市所蔵の文化財に触れる機会を設けました。今年度の講座では、市内から出土した石器や土器を実際に見て、触れて、感じていただいたほか、茨城県立歴史館へ出向いた移動教室の際には、ふだん展示されていない「文久三年常陸国牛久御陣屋大絵図」を閲覧し、江戸時代に牛久藩がどのように牛久を統治していたのかを学ぶことができました。この講座は、初年度は延べ469人、今年度も前期のみで延べ180人もの人々が受講されており、市民の関心の高さがうかがえます。

この背景には、牛久の人口増加が始まって半世紀近くが経過し、新住民と言われた人々にとっても牛久が真のふるさととなってきたこと、またこれらの人々に定年退職による時間的余裕がふえてきたことが挙げられます。このような状況からも、議員の御指摘にもありますように、展示会開催などにより最新の情報を市民に提供していく必要があること、またそのための施設を整備する必要があることも十分に認識しております。

今後は、現在行っております牛久歴史講座や今年度開催の小川芋銭展、小川芋銭検定の充実のほか、子供たち初め市民の皆様に牛久の歴史や文化財に触れていただく機会をふやすべく、関係機関との連携に努めます。また、文化芸術振興審議会の特別部会においても、展示、保管施設の必要性は議論されておりますので、これらの経緯を踏まえつつ整備計画も検討してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 2番秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番（秋山 泉君） 皆様、こんにちは。会派公明党、秋山 泉です。これより通告順に従って一般質問をさせていただきます。

初めに、防災対策についてお伺いいたします。

5月28日、国の中央防災会議の作業部会、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、具体的な地震津波対策などをまとめた最終報告を公表いたしました。南海トラフ沿いを震源とするマグニチュード9クラスの巨大地震の発生時期や規模の予測は困難と結論づけ、被害の絶対量を減らす事前防災の取り組みが重要と位置づけました。これまで多くの自治体が呼びかけてきた家庭備蓄3日分ではなく、1週間分以上の食料や水の備蓄を国では呼びかけております。それは、巨大地震発生後、食料や水の供給にはどうしても時間がかかるためです。

しかし、同地震や首都直下型地震で甚大な被害が予想される18都府県のうち、未集計の2県を除く16都府県の備蓄食料が想定避難者1人当たり平均0.77日分、水が0.17日分にとどまることが、1日の防災の日に合わせた読売新聞社のアンケート調査でわかりました。ちなみに、最も多い東京でも食料が2.06日、水が0.25日分となっております。

南海トラフ巨大地震が発生した場合の本市の最大クラスの震度は5弱と想定され、被害状況は東日本大震災より少ないと言われております。しかし、これから起こり得る首都直下型地震や茨城県沖地震などを想定していかなくてはなりません。

本市では、避難者を1万人と想定し、1人当たり1食分の1万食を備蓄。これは、0.33日分の計算になります。余りの乏しさに驚きました。市民満足度調査では、「もっと充実してほしいと感じている施策」の2番目に「災害に備えた施設や設備・備蓄品の整備・管理」とあり、いつ来るかわからない巨大地震に市民は不安を感じております。しかし、自治体が備蓄す

るにも限界があり、数々の問題もあります。それらのことから、今後は国や自治体による公助や支え合いの共助とともに、まず私たち自身が備蓄に努める自助の重要性を感じました。自分たちの身は自分たちで守るためにも、各家庭で最大限努力をするということが大事です。

しかし、一般家庭で備蓄するとなるとスペースに限りがあり、工夫が必要になってきます。米や食材についてはふだんから使うものを余分に買う感覚が大事。これらの食材については、日ごろ料理などに使っていきながら補充をしていく。電気やガスがとまったことを想定し、カセットコンロや携帯の充電器やライトの乾電池も必要等々、本市の防災計画も本年度中にはまとまると伺いましたが、市民への1週間分の食料の備蓄など、今後各家庭の防災計画の徹底をどのように周知していくのか、一人でも多くの市民の意識を変えていくためにどのように訴えていくのか御所見をお伺いいたします。

次に、バドミントン、バレーボールの支柱についてお伺いいたします。

先日、市民の方から支柱についての御意見を伺いました。この方は、バレーボールの団体に所属しており、支柱を設置する際、手を滑らせ足にけがをされました。支柱はスチール製でさびており、女性が2人がかりで持っても重いものだという事です。私は3カ所の小中学校を視察させていただきましたが、創立以来のもので全てさびており、滑りやすく、持つときびが手に付着する状態でした。小学校ではバドミントンクラブもあり、生徒が支柱のセットをするとのこと。バドミントンの支柱は、バレーボールの支柱より細く軽いのですが、小学生には重く感じられました。

バレーボールやバドミントンの支柱の素材は、スチール製、アルミ製、ステンレス製が一般的です。バレーボールのスチール製支柱は50キロ以上の重さがあり、それに比べるとアルミ製は約30キロ、カーボンファイバー製は約25キログラムとかなり軽量化されています。また、中学校には支柱を整理するためのハンガーがありましたが、小学校では何本もの支柱が棚に無造作に置いてありました。生徒が自由に出入りできる運動用具倉庫で、何かの拍子で支柱が落ちてきたとしたら大惨事になります。運搬中や備えつけ準備、後片づけ時の危険性を考えたとき、重量のあるスチール製ではなく、アルミ製への交換と考えますが、執行部の御所見をお伺いいたします。

続きまして、松江市の漫画「はだしのゲン」の閲覧制限についてお伺いいたします。

きっかけは昨年夏、子供たちに間違った歴史認識を植えつけるとして小中学校から作品を撤去するよう市民から陳情がありました。市議会は、全会一致で不採択としましたが、松江市教育委員会は昨年12月17日の校長会で、当時の学校教育課長がいきなり、はだしのゲンの作品中に、旧日本軍がアジアの人の首をはねたり女性に乱暴したりする場面があることから、学校側に閲覧制限を口頭で要請しました。これを受け、各学校は閲覧に教員の許可が必要として

貸し出しを禁止する措置をとりました。しかしながら、閲覧制限に疑問の声が上がり、問題が表面化し、松江市教育委員会は8月26日、臨時の教育委員会会議を開き、手続の不備があるとして制限要請の撤回を決めました。

この漫画「はだしのゲン」は、戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを描いたものです。昨年12月に亡くなった作者の中沢啓治さんが、広島で被爆した御自身の体験をもとに1973年から連載を始めました。以来40年、累計部数は1,000万部を超え、多くの子供たちが読んでおります。原爆投下国のアメリカを初め、ロシアやフランス、ことし7月には海外20カ国目としてイランでも翻訳版が出版されました。

本年8月6日は、広島に原爆が投下され68年目になります。終戦の日の政府主催全国戦没者追悼式に戦没者の妻として参列した遺族は過去最少、父母として参列した人はゼロだと言います。被爆者健康手帳を持つ人の平均年齢も78.8歳になります。戦争を体験した作家の奥田継夫さんは、戦時を生きた「語り部」だけではなく、次世代の「語り継ぎ部」の育成が急務と訴えております。また、20代の社会学者古市憲寿さんは、「誰も戦争を教えてくれなかった」で著しているように、身近に戦争経験者が少なくなり、みずから知る努力をしなければ戦争は机上やテレビの中の遠い話だとしています。

日本は唯一、原爆を投下された国です。だからこそ、たいまつのように平和のとうとさを伝えることは、現代に生きる大人がさきの大戦で犠牲となった方々に対して果たすべき責任であると思います。

そここでお伺いいたします。このたびの松江市教育委員会のとった措置についての教育長の見解、また本市においてどのように戦争の悲惨さや原爆の恐ろしさを子供たちに伝えていくのか御所見をお伺いいたします。

最後に、投票終了時間の繰り上げについてお伺いいたします。

この質問は、先日同僚議員よりありましたが、傍聴されている市民の方々もいらっしゃいますので、あえて質問をさせていただきます。

7月21日、投開票の参議院選で公選法上、午後8時までとされる投票時間を1時間から2時間繰り上げる県内自治体が全体の8割近い34市町村に上り、昨年末の衆院選よりも10市町村ふえました。県内においての全投票所で、2時間繰り上げ午後6時までとするのは土浦市、古河市など29市町村、1時間繰り上げで7時までとしたのはつくば市、つくばみらい市など3市町村。繰り上げを行った県内投票所は1,450カ所中74%の1,072カ所となりました。

一方で、午後8時まで投票を行ったのは、牛久市を含め10市町村でありました。繰り上げに伴い午後9時からとされる開票開始時間についても、31市町村が8時に、つくば市が8時

半に前倒しをしました。投票終了時間は、1998年の公選法改正で午後6時から8時に2時間延長。本来、繰り上げは特別な理由がない限り認められませんが、2000年に市町村の判断で変更可能となってからは増加をし、2003年の期日前導入に伴い回を追うごとに増加しております。

その理由として、期日前の定着、立会人や職員の負担軽減、夜間投票の低下などが挙げられております。本市において、総投票数に対しての期日前パーセントは、平成23年市議会議員選挙では20.1%、市長選では20.4%、昨年衆院選では25.8%、参院選では29.3%と増加しております。また、夜間投票数も低下しており、前回の参院選でも投票者総数3万7,103人に対して、夜の6時から7時までが2,514人で投票者総数の6.7%、夜7時から8時までが1,221人で3.3%となっております。また、投票所の立会人の負担軽減を考えると繰り上げ投票を考えてもよいのではないかと思います。執行部の御所見をお伺いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 秋山議員の御質問のうち、南海トラフ巨大地震に関する防災対策についての御質問にお答えいたします。

まず、南海トラフ地震の想定でございますけれども、マグニチュード9.1クラス、最大震度は7が予想されており、茨城県の被害想定は死者20人、建物倒壊40棟、避難者数1週間で400人、断水の影響を受ける人は2,600人、また牛久市における想定震度は4から5弱と予想されております。

南海トラフ巨大地震を想定した家庭用備蓄については、中央防災会議作業部会における最終報告で、各家庭で約1週間分の食料を備蓄することが提言されております。この提言の市民への周知及び市防災計画への反映といたしましては、牛久市における被害想定が現在の牛久市地域防災計画で想定している数値を超えていないため、家庭用備蓄に関しては現在の計画にある最低3日分を市民の皆様をお願いすることとしております。

ただし、市ではこの3日分の備蓄はみずからの身を守るのに最低限必要なものと考えておりました。平成24年3月議会でもお答えいたしましたとおり、3日分に加えて、可能であれば隣近所のみまで考えた10日分を備蓄していただきたいと考えております。

次に、現在の市の備蓄品の状況についてであります。飲料水として備蓄ペットボトル500ミリリットルが6,036本、1.5リットルが974本、2リットルが2,610本、非常食としてアルファ米が4,000食、おかゆが2,150食、乳児用粉ミルク320グラム

缶が464缶、1回分スティックタイプが4,320本となっております。これに加えて、取手市にあります県南総合防災センターの備蓄飲料水の提供も受けられることとなっております。

備蓄品につきましては、牛久市地域防災計画にあるとおり常時1万人分の食料が備蓄できるように備蓄ペットボトル、アルファ米、おかゆ、粉ミルクなどを順次、備蓄計画に基づきまして更新してまいります。さらに、米などに関しましては、小売業者保有の店頭在庫の一部を災害時備蓄品として常時一定量確保していただく流通在庫備蓄方式について、米穀等営業販売業者の協力による導入を検討しております。

加えて、平成11年12月にいばらきコープ生活協同組合と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を、平成24年11月には生活協同組合パルシステム茨城と「災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定」を提携しており、災害時にはそれらの協定に基づく飲料水及び食料の実費による提供が要請可能となっております。

市としましては、防災に関して共助・近助は言うまでもなく、自助が非常に重要なものと考えております。市民一人一人が家庭内備蓄に努めるとともに、行政区が行う防災訓練などに参加して地域の防災力の向上を行っていただきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、加えて申し上げますけれども、東日本大震災時の経験を踏まえた中では、女性の用品等やささまざまなもので備蓄をせざる得ない部分というものが、多々反省上出てきておりますので、今防災計画の見直しの中の備蓄品の中では、その経験に見合った形でのさまざまなそれぞれの皆様に対する備蓄、場合によっては医薬品等についてもより実態に合った備蓄、場合によっては流通在庫の確保というものについて担当とも今専門的な形で、医師会等も含め詰めておりますので、その辺は後、正式に決まった暁にはまた御報告を申し上げたいと思います。以上でございます。

残りの質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 御質問の松江市教育委員会が漫画「はだしのゲン」の閲覧制限を市内小中学校に求めた問題について、どう考えるかについてお答えします。

まず、閉架図書としていた問題を報道発表から1週間で撤回した問題ですが、この漫画は連載スタートから40年も経ており、学校図書としても長い間児童生徒に読み継がれてきました。そのことを考えると、閉架するに当たっての意思決定は教育委員の皆様や学校長の意見も聞いて判断することが必要ではなかったかと考えます。

牛久市では、全ての小中学校にこのような「はだしのゲン」が全10巻そろえてあり、自由に読めるようになっています。

漫画の描写についてどう捉えているか。実際に牛久市の現状はどうかかと思ひ、市内の小中学校を回り、図書室にいる子供たちに「はだしのゲン」の感想を聞いたり、図書司書に貸出し状況を確認したりしました。その結果、漫画であるということもあって、小学校4年生、5年生、6年生の男子が特によく読んでいるようです。図書司書に子供たちがこの漫画を読んでいる様子を聞くと、どの子もふざけ半分ではなく真剣に読んでいることがわかりました。また、中学生に小学校時代に読んだ感想を尋ねると、「戦争の悲惨さがよくわかった」「みんなにも戦争を考えるきっかけに読んでほしい」といった話でした。「残酷な描写があるのは、戦争や原爆そのものが残酷であり、それを表現しているからしょうがない」といった生徒もいました。このように、子供たちはこの漫画の1場面の描写だけを取り出して判断するのではなく、全体を通して一つの文脈として戦争を捉えていることがわかりました。

また、ある学校の図書室では、子供たちが図書司書の周りに集まってこの漫画の話をしていました。牛久市内の全ての学校の図書室には図書司書がおります。児童生徒に読ませっ放しではなく、子供たちの質問にきちんと答えてあげられる大人がいます。このように、牛久市内の図書室では、子供たちに目隠しをするのではなく、本に触れる機会を与え、ともに考えたり話し合ったりしながらその成長を見守る環境があります。

さらに、牛久市の原爆被害や戦争の悲惨さに対する教育の取り組みとしましては、平成17年度より市内の中学生25名を平和使節として広島市に派遣しています。派遣された生徒たちは、平和記念公園や同資料館の見学、被爆体験者の方の講話などを報告書にまとめ、中学校ごとに全生徒に向けて発表しています。また、12月14日には市の生涯学習センター文化ホールで実施される「牛久市平和の集い」で、市民に向けて発表することになっております。このほかにも小学校の4年生と6年生、中学校の1年生の国語の授業で、それぞれ戦争や原子爆弾による被害を題材にした物語「一つの花」「ヒロシマのうた」「碑（いしぶみ）」を学習します。

被爆者が高齢化する一方、戦争を知らない世代がふえ、戦争や原爆被害の体験を語り継ぐことがますます重要な時代を迎えています。これからも「はだしのゲン」や広島平和使節、国語の教材などを入り口としながら、平和について学校や家庭で話し合っていくことを大切にしていきたいと考えています。以上です。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問2番、バドミントン、バレーボールの支柱についてお答えいたします。

市内小中学校で使用しているバドミントン、バレーボールの支柱につきましては、スチール製で耐久性もあることから、御指摘のとおり長期間にわたり使用しております。

支柱の素材についてでございますが、スチール製やアルミ製、カーボン製など幾つかの種類

があり、それぞれメリット、デメリットがあります。スチール製につきましては、たわみに強くほかの素材より価格が安い反面、重く、さびに弱いデメリットがあります。アルミ製につきましては、軽量でさびに強いメリットに対して、たわみに弱いデメリットがあり、カーボン製については最も軽量でたわみに強い反面、価格が高いデメリットがございます。

古くなった支柱につきましては、状態を見て、買いかえも含め検討していきたいと考えており、各小中学校や体育館を使用している団体等の意見を踏まえ、使いやすさや価格を検討しながら進めていく考えでございます。

次に、安全管理面についてですが、児童生徒が支柱を取り扱う場合には必ず教職員の管理のもと複数で行い、けがなどのないようにしており、学校開放の利用団体等につきましても安全管理について再度周知徹底いたします。

また、支柱の保管に関しましては、支柱ラックや保管用の棚を使用しており、安全管理については十分注意しておりますが、一部ラック等がない学校につきましては、ラック、棚等の購入を検討しております。

今後も事故やけがなどのないよう管理してまいりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 私のほうから御質問4番、投票終了時間の繰り上げについてお答えいたします。

現在、牛久市内では期日前投票所を4カ所設置しており、多くの有権者が利用しております。最近の期日前投票者数とその割合を見ますと、平成23年4月の市議会議員選挙では6,028人で9.24%、同年9月の市長選挙では6,544人で9.94%、平成24年12月の衆議院議員総選挙では1万144人で15.14%、ことし7月の参議院議員通常選挙では1万867人で16.15%と増加傾向にあり、国政選挙においては1万人を超える有権者が期日前投票を行っており、期日前投票に対する有権者の認知度も高まっているものと考えられます。

しかしながら、公職選挙法の規定では、投票は選挙当日、投票所において行うのが原則であり、期日前投票については選挙の当日、一定の事由によって投票所に行けない有権者のための例外として位置づけられた制度であること、さらに投票所の開閉時間の変更については選挙人の投票の便宜のために必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限られていることから、有権者が投票しやすい環境を整えることが第一であると考え、投票時間の繰り上げについては考えておりません。

開票につきましては、正確かつより迅速な開票作業を検討しながら、立会人等開票関係者の負担をできる限り少なくするよう開票時間の短縮に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時51分休憩

午後 1時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番田中道治君。

〔17番田中道治君登壇〕

○17番（田中道治君） 皆さん、こんにちは。

増税の前にやるべきことがあるだろうと、国民、市民の皆様にお訴えし続け、脱官僚、地域主権、生活重視を市議会議員の選挙時に市民の皆様にお訴えしたことを着実に実現するために、ぶれずかつ曲げずに日々努力しているみんなの党の田中道治であります。

政権交代及び本年举行された参議院議員選挙により衆参のねじれ現象が解消され、これほどまでに期待感の持てる国家運営に変化したことは喜ばしいことでもあります。しかし、まだ現在の憲法下では国防問題、領土問題、教育問題など内外のさまざまな困難な課題に対応し切れておらず、国民の生命と財産の保護が十分だとは言いきれない状態です。

さきの市議会で、牛久市は県内の自治体ではほぼ先陣を切って地方公務員の歳費削減の条例を採択いたしました。県や国はこれら以外の先送りした多くの課題をどのように実現するのでしょうか。国民の所得増を後回しにして、消費税増税案のみが先行している感が否めないです。これらの諸課題、特に国会議員については一院制を目標に、かつ死に票を最小限にするために全国を1選挙区にして、1人1票の実現に一刻も早く着手し、実行すべきであるというのが私どもの立場です。

ただいまから、通告書に記載の内容に基づき、具体的な質問に移ります。既に答弁されたことであっても、質問の趣旨や違いを峻別し、また答弁に当たっては全ての質問項目に関して市が策定した第3次総合計画及び都市計画マスタープラン2011との整合性を念頭にして、漏れなく御答弁していただくことをお願いいたします。

質問は3項目であります。

最初は、1、インフラ整備とその現状についてであります。市道、市内の県道及び国道のインフラ整備の状況について質問いたします。

建築時の施工に不備があったり、あるいは建築後のメンテナンスが不十分なため、全国的に目を疑うような事故が次々と起きております。国は、ことしをメンテナンス元年と位置づけて、今後インフラの点検を強化していくと表明しております。市内の市道、県道及び国道の整備の状況はどのようになっているのでしょうか。

笹子トンネルの崩落事故の原因の1つは、点検が不十分だったことにありと言われております。大方の自治体では、一度点検を行うと、その後のメンテナンスは建築後数年はそのままにしており、単に中央自動車道笹子トンネルの崩落事故に限らず、道路の陥没、橋桁や隧道の崩落等の危険性を放置しているケースはなかったのか。また、浜松市ではつり橋が落下する事故がありました。これらの事故は、例えば鉄筋やH鋼の周囲のコンクリートのかぶり不足を見逃していたなど、粗雑な点検により危険な状況にあることを認識しておきながら放置していたことなどが原因であったため、多くの犠牲者が生じたものであります。笹子トンネルの崩落事故の後も各地で事故が相次いでおります。橋の崩落防止や安全性を左右する事前のメンテナンスを行ってこなかったことが、事例として挙がっております。国や県に、このようなことが起きないようにするための事前の手だての要請を行うことが求められます。

道路だけではなくありません。橋梁や上下水道の整備についても同じような原因で、幸い人身事故等の重大な事故にまでは至らなかったとはいえ、牛久市でも同じような事故が起きないように事前の手だてを行う必要を痛感しております。

そこでお伺いいたします。これらの事故を未然に防止するために、総合的な市独自のマニュアルを整備し随時改定する必要があると思っておりますが、改めてその整備計画の内容の詳細を御開示いただきたい。

次に、2、都市計画マスタープラン2011の進捗状況の現状を適宜、市民の皆様の開示・報告することについてであります。

さきの定例会でも関連質問をいたしました。都市計画マスタープラン2011は近隣の自治体に比べて教育文化、健康福祉、自然環境、産業、生活基盤、市民交流、行政運営、地域開発等、いずれの内容も市の将来を見据えた非常にすぐれたプランであります。これらの項目を具体的にどのように推進していくのか、市民の皆様は常に注目をしております。しかし、市民の皆様はその内容を理解しているとはいいがたいと推測されます。その内容は、市民の皆様によりわかり納得しやすいようにし、これらの項目別に広報する計画の必要性を感じております。市としてその広報計画を作成する用意があるのかどうかについて、また広報の実態について、都市計画マスタープラン2011に基づいた広報の計画についてお聞きいたします。

3、5つの日本一を実現するために市が努力している現状を市民の皆様にも定期的に知らせることについて。

都市計画マスタープラン2011の教育文化、健康福祉、自然環境、産業、生活基盤、市民交流、行政運営、地域開発等の各項目について、牛久市はその目指してきた健康日本一、安全そして安心日本一、子育てそして教育日本一、及びボランティア日本一等、すなわちこの5つの日本一とスローシティとの整合性についてお伺いします。

この5つの日本一のテーマや目標はそれぞれが関連しており、相乗効果を上げております。成果が着々と上がっております。市では、毎年の市民満足度調査などで皆様の御意見を伺い、まちづくりに生かしております。例えば、「子育て・教育日本一」を例にとりて申し上げますと、子育て支援の環境を整え、若い世代が安心して子供を産み育てることができるまちづくりを進めております。

具体的には、仕事をしながら子育てしている人を支援するために児童クラブの充実を行っており、牛久の児童クラブのサービスは全国標準よりもはるかに手厚いものとなっております。1年生から6年生までを対象に月曜日から土曜日まで、また夏休みなどの長期休暇中も開級し、利用者の立場に立ってサービスを充実しております。民間保育園の支援については、その建設を支援し、運営を補助して、待機児童の解消を目指しております。このほか、家庭での子育てを支援し、子育て広場の拡充を行っており、家庭での育児の孤立化を防ぐため、就学前の乳幼児を対象に子育て広場の拡充を実施しております。社会福祉協議会でも会員制の在宅父子サービス、いわゆるファミリーサポートセンターを制度化し実行しております。マル福の対象年齢も拡大し、子育ての経済的負担の軽減を行い、医療費の助成につきましては平成24年4月1日より中学3年生まで拡大しておりますし、予防接種の助成で、おたふく風邪や水ぼうそうなど牛久市独自に任意予防接種の助成も行っております。

また、「～誰もが生き生きと元気に暮らせる活力あるまちに～」との観点から、「健康日本一」では心身ともに健康で明るく幸せな生活ができるよう市民の健康増進に努め、疾病の予防に力を入れております。加えて、スポーツ健康都市も宣言いたしました。「もっと健康！ずっと健康！」という点については、生活習慣病を防ぐとの観点から「うしく健康プラン21～元気宣言うしく～」 「うしく食育推進計画」を策定し、生活習慣病の予防を進めております。感染症を未然に防止する事業もまた任意の予防接種費用を助成し、高齢者肺炎球菌予防接種なども市独自に任意予防接種の助成を行っております。「高齢になっても元気で！」との願いを込めて、高齢になっても介護の必要がなく元気で暮らすことを目標に、体力アップ教室などの予防事業を強力に推進しております。介護予防事業については、高齢になっても介護の必要がなく元気に暮らすことを目標に介護予防事業を強力に推進しておりますが、そのほか「～誰もが生き生きと元気に暮らせる活力あるまちに～」との観点から、かっぱ体操を発案、推進し、また口腔教室を開催し、「安心・安全日本一」では、「～災害に強く、安心して暮らせるまちに

～」するために防犯対策、交通安全、そして大震災にも強いまちづくりを進め、子供から高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを推進しております。

防犯対策としては、駅周辺や公園などに防犯カメラを設置し、安全な交通環境を守るためカーブミラーの設置、歩車分離方式の信号の設置、歩道の整備などを進めております。災害対策としては、放射能対策や災害の際の飲料水を確保するために、行政区集会所などの井戸の掘削を進めております。集中豪雨等による浸水被害を解消するため、雨水対策の推進として雨水管整備や調整池の設置などを行っております。小中学校等の耐震補強についても、県内では最も早く校舎、体育館の耐震補強、大規模改修を計画的に実施しております。

「ボランティア日本一」については、市民との協働によるまちづくりのため、ボランティア活動の推進に努めております。家庭の主婦や退職された方々の参加が多く、市民の皆様が培ってきた、養ってきた実力と経験を行政や地域に生かしてもらっております。ボランティア市民活動センターについては、ボランティア活動の拠点として平成17年度から市役所内に設置し、その結果、ボランティアの登録件数が増加していると聞いております。

「情報の共有化日本一」についてであります。市と市民が情報を共有することはまちづくりをする上で必要不可欠なことであるとの信念から、市の情報を知っていただくため積極的に情報公開と情報発信をしております。また、市民の皆様の意見をお聞きするため、市長への手紙システムや市民満足度調査なども行っております。「かっぱメール」については、災害情報、行政の情報、学校の情報など皆さんの登録内容に合わせて必要な情報をメールで発信しております。登録件数は、東日本大震災後急増し、24年3月現在で約1万2,000件を超えている現状であり、今でもふえ続けていると聞いております。

牛久市ホームページには、「良いサイトにするために、皆さまのご意見・ご感想をお聞かせください」と記載されておりますが、それ以前に多くの市民の皆様にはこれらの行政の実行している内容がどれほど周知されているのでしょうか。市は、その実行していることを事実に基づいてもっと強く市民の皆様にはこれらの情報を発信すべきではないでしょうか。

牛久市ホームページには、「皆さまのご意見・ご感想をお聞かせください」とのみ記載されておりますが、私は市内を歩いて、これらの行政のことの質問をお聞きするたびに、まだまだ市民の皆様には行政サービスすら満足に認知されていないと実感しております。これらの内容を市民の皆様にお知らせするために、例えば各行政区で広報活動を継続して実施することや、広報紙を活用して広く知らしめることなどの工夫を経常的に行うことが必要であると思うのでありますが、この点についてより一段と前向きに実行することを具体的に、かつ真剣に策定すべきであるとの見地から市の計画をお聞きいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 田中議員のインフラ整備の状況とその整備についての御質問にお答えしたいと思います。

牛久市内のインフラ整備につきましては、昭和30年代後半からの高度経済成長の波に乗った急激な宅地開発とともに、東京近郊のベッドタウンとしての位置づけを確立していく過程で、区画整理等の公的宅地開発と圧倒的に多く実施された民間宅地開発とでは、都市機能を維持するインフラの質という意味で大きな差が生じているのが現状であります。一昔前の市の対応も総合的な計画や専門的な知見によらず、場当たりの対応をしてきたと言わざるを得ないような負の実績が積み上げられてきたという残念な実情も存在していることは、皆さん御存じのとおりだと思います。

そのような過去を払拭し、将来的にも魅力のある市としてあり続けることを目指し、過去を反省すると同時に、行政として確固たる計画に基づいた道路、橋梁、上下水道、雨水排水等の各種インフラの整備、維持管理の実施に着手し、順次実施している最中であります。細かい事例は申し上げませんが、過去におけるさまざまな施工不良箇所や計画、設計の不備等について抜本的な問題解決を図ると同時に、将来計画を見据えた設計、施工という流れを確立しつつ、日々各種事業を推進しているというのが現状でございます。

牛久市が抱える深刻な問題である雨水対策を例にいたしますと、平成20年度より牛久市公共下水道雨水整備計画に基づき雨水管の整備を流末側から順次施工するとともに、必要な調整池整備はもとより、部分的な管路、側溝の改修等を実施し、徐々にではありますが、その効果が発揮されてきております。

污水管につきましては、排水不良箇所を解消するため、国の交付金を活用しながら、みどり野地区については平成21年度より工事を実施しております。また、東みどり野地区につきましては、長寿命化計画を策定し、本年度より工事を実施する計画であります。

市道につきましては、舗装後、数十年経過している路線も多く、舗装の打ちかえ等につきましては国の交付金を最大限活用しながら計画的に進めてまいりますが、路面の陥没等危険箇所につきましては、道路利用者からの通報はもとより、道路パトロールによる点検並びに各行政区の御協力をいただき、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

また、橋梁につきましては、本年度、国の交付金を受け、長寿命化修繕計画策定事業による点検を実施し、修繕計画を策定いたします。

道路照明等につきましても、道路ストックの総点検事業による点検確認を実施し、支障がある箇所につきましては随時修繕等を実施してまいります。

上水道につきましては、茨城県南水道企業団において老朽化した管及び石綿管の布設がえ工事を計画的に実施しているところであります。

国土交通省では、今年をメンテナンス元年として社会資本の維持管理・更新に取り組んでおり、今年度に設置された関東維持管理技術センターや老朽化対策の相談窓口を利用していくとともに、今後も維持管理の重要性を十分に認識し、計画に基づき各種事業を実施してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） 都市計画マスタープラン2011の進捗状況の現状を適宜、市民の皆様へ開示・報告することについての御質問についてお答えいたします。

都市計画マスタープランは、都市計画法に位置づけられた整備、開発及び保全の方針を定めたもので、計画の実施に当たってはそれぞれ教育文化、健康福祉、自然環境、産業、生活基盤、市民交流、行政運営等、各分野の所管部署において具体的な実行プランである実施計画によって進められております。したがって、各所管部署において実施する事業においては個別に進捗管理を実施しておりますが、全体の方針である都市計画マスタープランそのものにつきましては具体的な進捗管理はないものと捉えております。

なお、牛久市では、現在都市計画マスタープランに基づく牛久駅西側地区の整備基本計画の策定を進めているところであり、今後当該基本計画に基づく実施計画が各部門で計画されることとなります。

広報につきましては、都市計画マスタープランに基づく各実施計画にある事業について、市の広報紙である「広報うしく」や牛久市のホームページなどによる広報媒体により事業の実施時期やその内容、予算等について周知を適宜、実施しております。また、体系的な説明や事業テーマごとにより詳しくお伝えしたい場合には、折り込みチラシの「うしくNEWS」や「広報うしく特集号」も活用し、御要望があれば出前講座としまして市民の皆様のもとへ直接御説明に伺う活動も行っております。また、IT時代に対応した新しい伝達手段としまして、メールマガジンの活用やインターネットテレビ「ちゃんみよTV」等の活用、ラジオ放送「スローシティうしくチャンネル」によるお知らせなども実施しております。

このように、情報共有日本一を目指す牛久市として、都市計画マスタープランの関連事業のみならず全ての情報についてさまざまなメディアを活用し、いつでも・誰でも・必要なときに・必要な情報を御提供できるよう、引き続き広報活動に努めてまいります。

○議長（山越 守君） 市長公室次長吉川修貴君。

○市長公室次長兼政策秘書課長（吉川修貴君） 田中議員の3番、5つの日本一の実現に向け

た市政情報の発信に関する質問にお答えします。

初めに、市政の柱となる5つの日本一についてであります。市では子育て・教育、健康、ボランティア、安心・安全、情報の共有化の5つの分野における日本一を掲げ、その実現を図るため日々行政サービスの充実に努めているところでございます。

これらの5つの日本一に関する市政情報については、庁内各部の代表職員と編集アドバイザー等の役割を担う3名の外部専門員により組織された戦略的広報特定プロジェクトが、すぐにお知らせしたい内容を中心に広報「うしくNEWS」を編集し、市民の皆様に配布しております。さらに、新たな試みとして民間のノウハウを取り入れた政策情報誌の作成、発刊を検討しております。これまで行政が行ってきた情報発信の発想を転換し、読者を限定する、何度も同じテーマで発刊するなど、より効果的に市民にわかりやすく正確な情報が届けられるようなものと考えております。

また、当市が特に力を入れている子育て・教育施策の情報につきましては、市内の方々はもちろん市外の方々にも当市の魅力をアピールするため、その施策内容を8月にホームページに掲載したところでございます。「子育て・教育日本一の牛久で暮らそう」と題し、当市に住んでよかった理由を体験談形式で紹介するとともに、出産・育児・保育・教育・医療など他自治体から比較してもすぐれた子育て、教育施策をそれぞれのライフイベントごとに時系列で解説しており、大変わかりやすいホームページとなっております。

一方で、各行政区単位での意見交換会や市内小学校で年2回開催する市政協議会、市政をわかりやすく紹介する出前講座、また現在準備を進めております市内の子育て世代との意見交換会等におきましても、5つの日本一の実現に向けた具体的な施策の理解と周知に努めているところでございます。

市政情報の発信については、市民の皆様から税金を納めていただき市政運営を任されている以上、市長を初め市職員はその負託に応えなければならず、市民の皆様に対する説明責任を果たすため、大変重要なことと考えております。しかしながら、田中議員御指摘のとおり、市の政策・施策がまだまだ市民の皆様には伝わっていないのが現状であります。今後、社会状況や市民ニーズの変化を捉えたさまざまな情報の発信方法とその媒体を利用し、市民の皆様に対する説明責任を十分に果たすとともに市政の理解と協力を得るため、さらに積極的な情報発信を実施してまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

○議長（山越 守君） 本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時42分延会